

(案)

令和6年度 修善寺道路 高所作業機及び粉砕機の購入契約書

静岡県道路公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、甲が修善寺道路で使用する高所作業機及び粉砕機の購入について、次のとおり
契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は次のとおりとする。

（1）品名、規格及び数量

①高所作業機

（株）やまびこ 共立 KCGB3501 1台

②粉砕機（チップパー&シュレッター）

（株）丸山製作所 HNJ-1401SBH 1台

（2）契約金額 ￥ 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税 ￥ 円）

（3）納入期限

令和7年3月31日

（4）納入場所

静岡県道路公社 東部管理センター（伊豆の国市神島45-3）

（納入期限の延長）

第3条 乙は、天災その他自己の責に帰することができない理由により、納入期限ま
でに納入することができないときは、甲に納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は納入期限内にしなければならない。

（検査）

第4条 乙は、第2条に規定する機器を納入しようとするときは、その旨を甲に通知
し、甲は、納品した日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは検査の結果について異議を
申し立てることができない。

3 乙は、検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなけれ
ばならない。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、全て乙の負担
とする。

（代金の支払い）

第5条 乙は、前条の検査に合格したときは、すみやかに第2条に定める金額を甲に
請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な請求を受けたときは、請求の日から 30 日以内に乙が指定した金融機関に請求額を振込むものとする。

(品質の担保)

第 6 条 乙は、不良品を納入したことが判明したときは、直ちに甲に通知し、機器を交換又は修理しなければならない。

2 乙は、乙が発行する保証書等により、乙が指定する範囲内で、一定期間、無償で修理若しくは交換に応じなければならない。

(損害賠償)

第 7 条 乙は、不良品を納入したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、納入期限内に履行しないとき、又はこの契約書から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供したときは、解約又は損害賠償の責任を負うものとする。

(取扱説明)

第 8 条 乙は、機器の納入に関し、甲に機器の取扱いに関する説明を行わなければならない。

(契約の解除)

第 9 条 甲は、乙が、正当な理由なくこの契約に定められた義務を履行しないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(定めのない事項の処理)

第 10 条 この契約に定めのない事項については、法律の定めるところによるほか、必要な事項については甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 18 号
静岡県道路公社
理事長 矢野 弘典

(乙)